

「やまなし食育推進応援団」事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、食育推進活動を県民運動として定着させるため、県民の日々の生活における食育実践活動を推進することを目的として実施する「やまなし食育推進応援団」事業に関する必要な事項を定める。

(「やまなし食育推進応援団」事業の内容)

第2 「やまなし食育推進応援団」事業とは、健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報提供を行うなど食育推進に積極的に取り組む事業所や運動に協力する事業所等を、やまなし食育推進応援団として登録し、ステッカーの交付、県ホームページ等での紹介により、県民の日々の生活における食育の実践活動を推進する事業のことをいう。

2 やまなし食育推進応援団とは、次の何れかに該当する事業所等をいう。

(1) 次の何れかの活動に積極的に取り組む事業所。

① 県産農産物・ 県産食材の活用促進	年間を通し県産農産物・県産食材を使用した料理やお弁当、惣菜、製品等を提供し、周知している。
② 食育啓発活動の実 施	食育イベント、料理教室、地場産食材を使った料理や郷土料理等の紹介等の実施。
	のぼり看板の設置、パネル展示、店内放送等
③ 栄養成分 原料原産地 アレルギーの表示	熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量）から1項目以上を1食分の分量で表示する（熱量は必須）。
	メニューに主な食材の原料原産地について表示する。
	特定原材料7品目（えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生）の使用有無を表示する。
④ 食事バランスガイ ドの活用	食事バランスガイドを用いたメニューの作成や、チラシ・ホームページへの掲載等
⑤ 食農体験等の機会 の提供	食農体験や収穫祭などの消費者交流の機会を設け実施し、その取組を周知している。（単なるもぎ取り園除く）

※③に関して、表示義務がある物に関しては対象外。

(2) 「やまなししばルトメニュー」提供事業者

健康増進課の所管する、食塩の摂取を控え一定量以上の野菜が含まれる「やまなししばルトメニュー（弁当、飲食店で提供される料理）」を提供する事業者として受理されたもの。

(3) その他

食育推進活動に顕著に取り組んでいると特に認められる事業所・NPO法人・各種団体等

(事業所の申し込み)

第3 やまなし食育推進応援団に登録を希望する事業所等は、様式第1号により事業所ごとにその名称、取り組み内容等を記入し、県に申し込むものとする。

なお、健康増進課で「やまなししばルトメニュー届出書」が受理された事業者については、これをもって申し込みがあったものとする。

(登録の通知及びステッカーの交付)

第4 県は、前項の申し込みを受けたときは、取り組み内容について確認のうえ登録し、様式第2号により登録した旨を通知する。

2 県は、登録した事業所等にステッカーを交付する。

3 登録を受けた事業所等は、ステッカーを公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(ステッカーの第三者への貸与または譲渡の禁止)

第5 ステッカーの交付を受けた事業所等は、ステッカーを第三者に貸与または譲渡してはならない。

(事業所の登録内容の変更、抹消及び取り消し)

第6 登録を受けた事業所等は、登録した内容を変更しようとするときは、様式第3号により、県に申し込むものとする。

2 県は前項の変更申し込みを受けたときは、変更の内容について確認のうえ登録し、様式第4号により登録変更した旨を通知する。

3 登録を受けた事業所等が、登録の取り消しを希望するときは、様式第5号によりあらかじめ県に届け出るものとし、取り消しの日からステッカーを掲示してはならない。

4 県は登録を受けた事業所等が登録内容に沿った取り組みを行っていなかったことが判明した場合は、前項の届け出があったものとみなし、登録を抹消することが出来る。その場合、当該事業所等は抹消の日からステッカーを掲示してはならない。

(情報管理等)

第7 登録を受けた事業者等は提供する情報について一切の責任を負うものとする。

2 第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と登録を受けた事業者等との間で解決するものとする。

(シンボルマーク)

第8 ステッカーにデザインされているシンボルマークを商品のパッケージなどに使用するとき、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則 1 この要綱は、平成19年12月28日から施行する。

2 シンボルマークは、別に募集し、決定する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

<参考>

「やまなししばルトメニュー」販売整備事業実施要領 3

(2) 基準

次の①から⑤に掲げる項目、全てを満たしていること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 主食・主菜・副菜がそろっていること。② エネルギーが500kcal以上700kcal未満の範囲であること。③ 野菜(きのこ類・藻類含む、いも類・豆類は含まない)の量が120g以上であること。④ 食塩相当量が3.0g未満であること。⑤ 栄養成分(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量またはナトリウム)が表示されていること。 |
|---|

様式第1号

やまなし食育推進応援団 登録申込書

令和 年 月 日

山梨県 県民安全協働課長 殿

やまなし食育推進応援団の登録を受けたいので申し込みます。

食育活動の 内 容	(例) 県産農産物・県産食材の使用 県産食材を使用しお弁当の提供を行い、メニューやHPにてその旨を記載している。
--------------	---

店舗、施設の名称	ふりがな		
所在地			
代表者名		担当者名	
電 話		ホームページアドレス	
F A X		電子メールアドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)		
定休日			
P R			

※ 申し込み書の内容(代表者名、担当者名除く)は、県のホームページ等で掲載しますので、ご承知ください。

やまなし食育推進応援団 登録通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県 県民安全協働課長

やまなし食育推進応援団に登録しましたので通知します。

1 登録番号

2 ステッカー交付枚数 枚

3 留意事項

- (1) ステッカーを公衆の見やすい場所に掲示してください。
- (2) ステッカーは、第三者に貸与または譲渡しないでください。
- (3) 登録を受けた事業所等は、登録した内容を変更しようとするときは、様式第3号により、県に申し込んでください。
- (4) 登録を受けた事業所等が、登録の取り消しを希望するときは、様式第5号によりあらかじめ県に届け出てください。また、取り消しの日からステッカーの掲示はしないでください。
- (5) 登録した事業所等が登録内容に沿った取り組みを行っていなかったことが判明した場合は、(4)の届け出があったものとみなし、登録を抹消することがあります。その場合、当該事業所等は抹消の日からステッカーを掲示しないでください。

様式第3号

やまなし食育推進応援団 登録変更申込書

令和 年 月 日

山梨県 県民安全協働課長 殿

登録番号

住 所

事業所名

やまなし食育推進応援団の登録内容を変更したいので申し込みます。

1 変更の時期 令和 年 月 日

2 変更する内容

	変 更 前	変 更 後
取り組み内容		
店舗、施設の名称		
所 在 地		
代 表 者 名		
電 話		
F A X		
ホームページアドレス		
電子メールアドレス		
営 業 時 間		
定 休 日		

※ 特別な理由がない場合、変更の1ヶ月前までに届け出てください。

様式第4号

やまなし食育推進応援団 登録変更通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県 県民安全協働課長

やまなし食育推進応援団の登録内容を変更したので通知します。

様式第5号

やまなし食育推進応援団 登録取消届

令和 年 月 日

山梨県 県民安全協働課長 殿

(届出者)

住 所

氏 名

やまなし食育推進応援団の登録を取り消したいので届けます。

なお、登録取り消し日以降、ステッカーの提示は行いません。

1 登録の取り消しを届け出る事業所等

登録番号

事業所名

所在地

2 登録取り消しの時期

令和 年 月 日

※ 特別な理由がない場合、変更の1ヶ月前までに届け出てください。